山鹿市告示第８６号

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和８年１０月１日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

山鹿市公共工事請負契約約款（平成１７年山鹿市告示第１１９号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

附　則

この約款は、令和８年１０月１日から施行する。